

返金率制度

当社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により出社後3ヶ月未満で退職した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとします。なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

- (1) 求職者が出社する前に退職した場合：紹介手数料の100%を返金します。
- (2) 求職者が14日未満で退職した場合：紹介手数料の100%を返金します
- (3) 求職者が1か月未満で退職した場合：紹介手数料の50%を返金します。
- (4) 求職者が2か月未満で退職した場合：紹介手数料の30%を返金します。
- (5) 求職者が3か月未満で退職した場合：紹介手数料の20%を返金します。
- (6) 求職者が4か月未満で退職した場合：紹介手数料の10%を返金します。
- (7) 求職者が5か月未満で退職した場合：紹介手数料の5%を返金します。
- (8) 求職者が6か月未満で退職した場合：紹介手数料の5%を返金します。

許可番号 11 - ユ - 301469

事業所の名称及び所在地：

株式会社アイ・ディ・エイチ
埼玉県草加市谷塚町 580-1 エスワンプラザ 3階-1